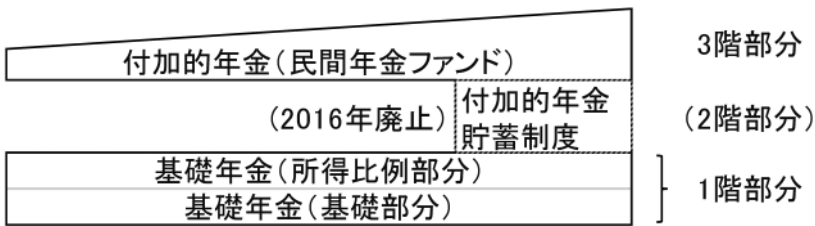


国名	チェコ	
公的年金の体系 保険料財源 (1階+旧2階) 個人年金(任意)		
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> 一般被用者(基礎年金◎)(1階) 一般被用者(付加的年金△)(3階, 旧2階) 	
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金: 事業主21.5%, 被用者6.5% (付加的年金(旧2階): 加入する場合は1階部分の被用者負担分6.5%から3%を転用するほか, 追加的に2%を拠出, 計5%) 	
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> 1953年生まれ男子63歳, 女子(子供5人以上:56歳8ヵ月, 3~4人:58歳, 2人:59歳4ヵ月, 1人:60歳8ヵ月, なし:62歳) 1977年生まれ以降は男女とも67歳, 同年以降の生まれは毎年2ヵ月ずつ繰り下げ(1983年生まれは68歳)。 	
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金: 月額11348コルナ(老齢年金受給者の平均, 2015年末) (1コルナ=約4.9円, 2015年末時点) 	
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金: 基礎部分(定額)+所得比例部分(1階) 付加的年金: 拠出額+運用収益(3階, 旧2階) 	
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> 賦課方式に取得再分配機能がある(特に基礎年金の所得比例部分は2011年まで高所得者層に厳しい削減率) 	
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金: 賦課方式(原則として確定給付型) 	
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてなし(ただし, 赤字の場合は国家財政からの補填あり)。 	
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> 年金制度に32年以上加入した者(2016年), もしくは法定支給開始年齢より5歳上回る者は20年以上。 基礎部分2440コルナ(2016年)。 	
無年金者への措置	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。部分的に公的扶助の適用。 	
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金として基礎年金があり, 私的年金(任意加入)として事前積立方式確定拠出型年金がある。 	
国民への個人年金情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 公的基礎年金受給見込み額について社会保険庁及び各自治体より定期的に情報提供。 	

チェコの年金制度

松澤祐介（西武文理大学サービス経営学部准教授）

1. 制度の特色

2016年3月現在、チェコの老齢年金制度は2層構造となっている。第1の柱は、いわゆる1階部分の強制加入、賦課方式、確定給付型の公的基礎年金制度である。第3の柱は、任意加入、積立方式、確定拠出型の民間年金基金制度である。第2の柱は、2013年から導入され、実質的に2014年より運用を開始（任意加入、賦課方式、確定拠出型の民間基金に委託）したが、現政権の中核である社民党が2013年末の総選挙で、廃止あるいは見直しをマニフェストに掲げて政権に就いたため、2015年7月に廃止が議会で可決され、2016年1月に正式に廃止された。

2. 沿革

チェコの年金制度は、オーストリア・ハンガリー帝国の支配下にあった1888-89年にビスマルク方式の制度が導入されたのがはじまりである。第1次世界大戦後に成立した第1次チェコスロヴァキア共和国時代にはビスマルク方式年金制度をもとにさまざまな特別制度が政府によって施行された。1948年に社会主義政権が樹立されてからは、社会主義諸国に共通に見られる賦課方式の年金制度が導入された。当時は職業によって賃金および年金額が異なっており、年金も3つのカテゴリーに分類され、現場労働者（炭鉱労働者やパイロットなど）が優遇された。一般労働者の場合は所得代替率（引退前5年間の平均賃金）が50%とされ、25年就労で年金受給資格を獲得、男性60歳、女性53-57歳（子供の数で異なる）とされた。

1989年に社会主義体制が崩壊した後、1995年年金法で、強制加入の第1の柱を、社会保険原理と賦課方式で運営することを定めた。また国家補填による付加的年金保険法が1994年に成立している。チェコの出生率は低下を続けており、年金制度の持続可能性には早い段階から検討がなされた。2000年以降、政府、省庁、政党、専門家らによる年金改革、特に第2層の採用の検討等をテーマにした委員会が何度も設置され議論が行われてきた。

一方で、1996年から断続的な制度の改訂が行われた。主なものでは、1998年には早期退職の条件が厳しくなったほか、2001年には繰り上げ受給に対する支給削減率の引き上げ、2002年に新たな年金インデックスの採用、2003年、受給開始年齢を63歳に引き上げ、等である。さらに2010年1月からは、

- ・2019年にかけて加入期間を35年に引き上げ。
- ・2031年までに男性と子供なし、または1人の女性を65歳受給に。
- ・年金算定式の見直し。

等の改訂が行われた。

2010年6月に発足したネチャス政権では、年金制度を含む社会保障制度の抜本的改革を目指した。2011年4月に社会保障政策全般を管轄する政府機関（労働庁 Úřad práce ČR）が設置され、労働雇用、家族支援、公的扶助、障害者支援などを充実させることとなった。2011年9月のいわゆる「小改革」では、後述のように憲法裁判所の判決と、2010年設置の年金改革に係る専門家委員会の報告を受けて社会保険原理の中での公平性原則が強化され、所得境界額が修正されて高所得者の削減率が緩和されたほか、2044年までに男女とも退職年齢を67歳に引き上げ、基礎年金については基礎部分を月額平均給与の9%に、また報酬比例部分の算定期間を30年に延長した。

制度の大きな転換が目指されたのは2013年の「大改革」である。これは2011年に成立した「退職貯蓄法」により2013年1月から確定拠出型の第2の柱が導入されたことである。チェコでは職域別年金など世界銀行の年金モデルで提唱される2階部分が、市場経済化において世界銀行のコミットメントが大きくなかったことや、国内政治状況から抜本的な改革が難しかったこと、年金財政が比較的安定したこと（少なくとも2008年の経済危機以前）などの背景から導入されず、EU指令にも違反するとしてEUから罰金を科されていた。しかし2013年末の総選挙で、第2層に反対する社民党が政権につく予測が国民の間に広まっていたため、全社会保険加入者の2%ならず、約8万5000名が第2層を選択したにすぎず、普及せぬまま2016年の制度廃止に至った（後述）。

3. 制度体系の概要

チェコの年金制度は老齢年金、障害者年金、寡婦・

寡夫年金、孤児年金、その他で構成されている。年金受給者は2015年末で287.4万人、内老齢年金が237.7万人となっている。2016年3月現在のチェコの老齢年金制度は、基礎年金と所得比例年金（第1階）、任意の民間年金ファンド（第3階）の2層式で構成されている。なお、前述のように任意加入、賦課方式、確定拠出型の民間年金ファンドに委託する「第2階」は2013年に導入されたものの、2016年初に廃止された。

第1階の公的年金に関して、加入資格は原則として一般被用者であり、財源は賦課方式（PAYG）を前提として赤字の場合には国家財政からの補填がある。スキームは原則として確定給付型（DB）で、運営管理は労働社会省および社会保険庁となっている。

支給開始年齢は、1995年に基礎年金保険法が改正され、旧制度に比較して段階的に遅らせることとなった。すなわち旧制度（1995年末までに年金受給資格を受けた場合）では、年金支給開始年齢は男子60歳、女子53（子供5人以上）～57歳（子供なし）であったが、新制度では2016年1月現在で、1953年生まれの男子63歳、女子56歳8カ月（子供5人以上）～62歳（子供なし）となっている。1996年以降、1年ごとに男性は2カ月、女性は子供の数に応じて2カ月～6カ月支給年齢を遅らせる。したがって1975年生まれでは男女とも子供の数に関わらず66歳8カ月となり、以降1年毎に男女とも2カ月ずつ遅くなり、1977年生まれでは67歳、1983年生まれでは68歳となる。これは平均余命予測で毎年2カ月ずつ寿命が伸びていることを反映させたものである。平均老齢年金受給額は月額11348コルナ（2015年末）、総年金支出額は約3764億コルナ（うち老齢年金が約3057億コルナ）で対GDP比約8.8%（2014年）、所得代替率はネットで63.8%（2014年）となっている。

なお、2013年に導入されたものの2016年に廃止された第2の柱の概要は以下のとおり。2013年6月を加入期限とし、加入は任意であるがいったん第2層に移った場合戻すことは出来ない。また、運用期間を考慮して加入年齢は35歳が上限として設定された。被用者の拠出率については、従来第1層に賃金の6.5%分だったものが3.5%となり、差し引き3%が2層部分に充てられ、かつ新たに賃金の2%を拠出

して、計5%が第2層への拠出率となる。なお、雇用の拠出分の21.6%が加わるので、最大でグロスの所得の30%が第2層に拠出される。第2の柱で提供される基金はチェコ国立銀行によって免許が交付され、リスク・リターンに応じて4つのタイプ（標準、保守的、バランス、ダイナミック）の商品を提供することが定められた。

しかし、現政権である左派連立政権が、選挙期間中から第2層の廃止を含めた見直しを公約に掲げたこともあって加入者は伸びず、2014年3月末時点で約8万5000人だった。2015年6月に制度の廃止が可決成立し、第2層の加入者は2016年末までに拠出金の現金、銀行口座振り込み、第3の柱への振り替え、もしくは第1の柱への戻し、のいずれかで返金されることとなった。

4. 給付算定方式、スライド方式

基本部分の保険料の算定基準は、過去10年間の月平均総所得で、基礎年金は平均月額所得の9%（2016年は2440コルナ）と物価上昇率（100%）と実質賃金上昇率（3分の1）を加味した額が支給されるが、これに報酬比例部分が合算される。報酬比例部分に関しては保険料拠出1年に月報酬の1.5%の年金が給付される（算定基準は1985年以降の年平均報酬）。年金支給額の改訂は毎年1月に行われるが、低インフレ率で年金支給率の上昇が2%以下となる場合、または、高インフレ（同5%以上）のときは適用されない。

チェコでは高齢者の貧困率が他のOECD諸国と比較して低い。所得階層ごとにみた所得代替率は、平均所得の50%以下の者が99.1%、100%の者で64.7%、150%の者では51.6%OECD（2013年）である（次ページ表1）。その理由の1つは老齢年金の制度が、基礎年金の報酬比例部分で旧来は低所得者に厚く高所得者には高い削減率になっていた（たとえば16800コルナ以上の所得者では所得代替率は10%）からである。しかし2010年5月、憲法裁判所が年金支給の公平性の観点から旧来方式を違憲としたため、2011年の「小改革」によって公平性原則が強化され、平均賃金の44%までは所得代替率100%、同様に平均賃金の4倍までは26%に改訂された。

表1 所得階層ごとの所得代替率(ネット)

	中央値	平均×0.5	平均×1	平均×1.5
チェコ	73.4	99.1	64.7	51.6
OECD平均	69.1	74.1	63.2	58.5

出所：OECD (2013) *Pension at a Glance 2013*

5. 負担, 財源

公的基礎年金の財源は、賦課方式のため被用者からの徴収が基盤となっている。年金拠出率は2004年以降、雇用量21.5%、被用者6.5%合わせて28% (2004年までは26%) となっており、チェコの年金拠出率は欧米や日本と比較して高くなっている。保険料は年金特別会計に計上され、国家財政からは独立している。1994年から1996年までは年金会計は黒字であったが1997年の経済危機を契機に2003年まで赤字を計上したため、国家財政からの補填が執行された。その後2004年から2008年までは黒字または若干の赤字 (2006年は8.7億コルナ赤字) に転換したが、移転して2007年には99億コルナ黒字を計上していた。こうした比較的安定した財政状況は、2000年以降に好転した経済発展と2004年に保険料率を2%引き上げたことによる。しかしながら2009年末には、欧州をおそった経済危機の影響によって年金財政は赤字に転落し、2011年末には395億コルナの赤字、2012年末には492.7億コルナの赤字、2013年末には494.9億コルナの赤字を計上した。この赤字規模は1996年来最大となっており、新たな年金制度改革推進の契機となった。2014年末時点では434億コルナの赤字で若干の改善を示している。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

賦課方式で運用されているため積立金の運用制度はない。

7. 制度の企画, 運営体制

労働社会省年金局および管轄下の社会保険庁、各地方自治体が年金業務を担当している。

8. 最近の議論や検討の動向, 課題

チェコでは、市場経済化の推進役であったクラス(蔵相、後首相、大統領)の自由主義的イデオロギーのもと、企業が年金などの社会保障を従業員にとりなすことに否定的で第2層に当たる職域年金が

長く設定されていなかった。他方急速な少子高齢化による人口動態の変化とそれに伴う社会保険制度の持続可能性への懸念から、第1層の基礎年金に依拠しすぎた老齢年金制度の改革が求められた。そのために、政府、政党、専門家による年金改革(第2層)のための委員会が2000年以降何度も設置されて、議論されている。その代表例は、チェコ国立銀行出身のエコノミストであるヴラジミール・ベズデクを議長としたレポートで、2層部分は、基礎年金を補完し、基本的に強制加入、職域・職業別を対象とし、積立型、確定拠出方式の年金制度となっていた。2010年1月には年金に関する専門家助言フォーラム(Poradni expertní sbor)が、財務大臣、社会労働大臣によって設立され、2010年6月に、上記ベズデク案を基本とした2層部分の年金制度導入で基本合意したが、強制加入か任意かの案は両論併記された。当時のネチャス政権は任意加入案を採用し、2013年1月から導入した。先述のように所得代替率が高所得者は低く、また第2層に給与の2%を追加的に拠出する必要があることから、高所得者層の加入が予想された。社民党は連帯性原理である第1の柱によってチェコの高齢者の貧困率が低く、この第1の柱からの離脱を認め高所得者に有利とみられる制度は公正ではないとして批判した。また、この改革が年金基金を運営する会社のロビー活動で準備されたものとの指摘もあった。社民党をはじめとする左派連立政権は公約通り2016年に廃止したが、チェコの年金改革はチェコの小党乱立による度重なる政権交代で、人気取りのため、選挙のサイクルに左右されやすい。たとえば2016年からは、年金スライドのインデックスが2012年にインフレ率の1/3と実質賃金上昇率の1/3としていたものを前者の100%と後者の1/3に、加えて1回限りの措置として月額1200コルナを加算、さらにインデックスを政令で改められるものとした。

年金加入年限の引き上げによる影響で懸念されるのは、長期失業者の問題である。近年、特に低学歴層の長期失業者が問題となっているが、年金加入期間に算入されない分、将来年金資格を失効する恐れがあり、雇用政策とのバランスが求められている。

9. 民間年金基金（3階）

1994年の付加的年金保険法により、基礎年金（第1層）のみで構成されていた老齢年金制度に民間年金ファンドを通じた「第3層」が加わり、2層式の年金制度が設立された。

第3層の概要は以下のとおりである。加入者資格は任意方式を採用し、就業人口の70%を超え約430万人が加入している。財源は各民間年金ファンドが独自の戦略で運営し、スキームは確定拠出型(DC)となっている。2015年末現在営業しているのは8ファンドで、1995年には44を数えたファンドも財務省と証券取引委員会の指導により、営業不振のファンドの清算あるいは他のファンドとの統合が進んでいる（現在は国立銀行の監督下にある）。年金ファン

ドの資産総額は約3390億コルナでGDP比約7.5%の規模となっている。

第3の層には拠出額に応じて国家による財政支援が定められている。月300コルナから999コルナまで拠出している場合には固定支給額90コルナと300コルナを超えた分の拠出額の20%が、拠出額が1000コルナを超える場合に一律230コルナが充てられる。こうした点が国家主導の年金ファンドスキームといわれる背景でもある。問題点として、加入率は高いものの拠出率は25%程度と低い。これは運用成績が低迷していることも影響している。政府は税控除基準を雇用者、被雇用者サイドともに緩和させたり、2013年からは法定退職年齢前から一部引き出しを認めるなどで加入者の増加を目指している。